

1 修正の考え方

- ◎ 国の防災基本計画の修正に伴う県地域防災計画の修正
 - 令和6年6月、中央防災会議において国の防災基本計画を修正
 - 本県においても、災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、防災基本計画の修正内容を踏まえて修正
- ◎ 県の防災施策を踏まえた修正
 - 「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」に係るフォローアップ調査の結果を踏まえた修正
 - 岩手県広域防災拠点配置計画の変更を踏まえた修正
- ◎ その他、国出先機関、市町村、防災関係機関の意見を踏まえた所要の修正

2 主な修正内容

【防災基本計画の修正内容を踏まえた修正】

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

ア 被災地の情報収集及び進入方策

- ・ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとしたこと。【第2章第4節の2】
- ・ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等の生活インフラ事業者が道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、連携体制の整備・強化を図ることとしたこと。【第3章第28節】

イ 受援体制の整備

- ・ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることとしたこと。【第3章第1節】

ウ 避難所運営

避難所における生活環境を良好なものとするため、温かい食事の提供や快適な就寝・トイレ環境への配慮等を行うよう次の内容を追記したこと。

- ・ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。【第3章第15節】
- ・ 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。【第3章第15節】
- ・ より快適なトイレの設置のため、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーの確保を図る。【第3章第22節】
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の救急医療活動等の支援体制の整備に加え、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等に努める。【第2章第5節の2】

(2) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 情報の共有化を図るため、国や地方公共団体などの各機関が横断的に共有すべき被災状況や避難状況等の防災情報を、国や地方公共団体、防災関係機関が相互に連携できるシステムである「総合防災情報システム」で共有できるよう努めることとしたこと。【第3章第4節】
- ・ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めることとしたこと。【第3章第15節】

(3) 関連する法令の改正を踏まえた修正

- ・ ITを用いた仕組みを活用するなどし、登山者等が登山者カード（登山計画書）の提出を容易に行うことができるよう必要な配慮に努めることとしたこと。【火山災害対策編第2章第6節】

【県の防災施策を踏まえた修正】

(4) 「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」に係るフォローアップ調査の結果を踏まえた修正

- ・ 空中偵察にドローンを活用することとしたこと。【第2章第7節】
- ・ 集落単位で備蓄が困難な場合は、ドローン等による集落外からの物資輸送を検討することとしたこと。【第2章第7節】

(5) 岩手県広域防災拠点配置計画の変更を踏まえた修正

広域防災拠点について、これまでの5エリアに加えて、沿岸地域を含む5エリアを新たに追加したこと。【第3章第1節の2】
(追加するエリア：一関、久慈、宮古、釜石、陸前高田)

【その他の修正】

関係機関からの意見を踏まえ、表記の適正化等の所要の修正を行ったこと。

※ 地震・津波災害対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行う。